

1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第20条第8項及び第43条

3 概要

風営法第20条第8項は、都道府県は、遊技機の認定、遊技機の型式の検定又は指定試験機関が行う認定若しくは検定に必要な試験（以下「認定等」という。）に係る手数料の徴収については、「政令で定める者」から、実費の範囲内において、遊技機の種類、構造等に応じ、当該認定等の事務の特性を勘案して「政令で定める額」を徴収することを標準として条例を定めなければならないとしている。

これを受け、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）第10条の2において、「政令で定める者」及び「政令で定める額」を規定しているところ、この度、試験機器の最新化、事務の合理化等の試験業務の実態、最新の単価を積算に反映させる観点から、「政令で定める額」について別表1のとおり改める。

また、風営法第43条は、都道府県は、風俗営業の許可又は遊技機の増設、交替その他の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）の承認（以下「許可等」という。）に係る手数料の徴収については、「政令で定める者」から、実費を勘案して「政令で定める額」（ ）を徴収することを標準として条例を定めなければならないとしている。

これを受け、風営法施行令第16条において、「政令で定める者」及び「政令で定める額」を規定しているところ、許可等に関する事務に認定等と一部同じ内容の事務が含まれること等から、上記と同様の観点から「政令で定める額」について別表2のとおり改める。

（ ） 営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（検定を受けた型式に属するものを除く。）がある場合には、実費の範囲内において風営法第20条第8項の政令で定める認定の事務に係る手数料の額を勘案して「政令で定める額」

4 施行期日

平成25年4月1日

遊技機の認定、遊技機の型式の検定又は指定試験機関が行う認定若しくは検定に必要な試験に係る手数料の標準

(単位:円)

政令で定める者	区分	現行	改正案	増減
認定を受けようとする者	(一) 遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,700	2,200	-500
	(二) 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	2,720	4,340	+1,620
	(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			
	1 ぱちんこ遊技機			
	(1) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	() マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,700	35,000	+3,300
	() ()に掲げるもの以外のもの	8,200	16,300	+8,100
	(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)			
	() マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700	29,000	+4,300
	() ()に掲げるもの以外のもの	8,200	16,300	+8,100
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	5,900	14,400	+8,500
	2 回胴式遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	59,700	59,000	-700
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	14,700	23,000	+8,300
	3 アレンジボール遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	30,700	35,000	+4,300
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	10,800	19,000	+8,200
	4 じゃん球遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	30,700	35,000	+4,300
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	10,800	19,000	+8,200
5 1から4までに掲げる遊技機以外の遊技機				
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	24,700	29,000	+4,300	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	3,680	12,600	+8,920	
検定を受けようとする者	(一) 型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合	6,300	3,900	-2,400
	(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	18,000	6,300	-11,700
	(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合			
	1 ぱちんこ遊技機			
	(1) 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	() マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,530,000	1,435,000	-95,000
	() ()に掲げるもの以外のもの	296,000	438,000	+142,000
	(2) 特定装置が設けられているもの((1)に掲げるものを除く。)			
	() マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,141,000	1,128,000	-13,000
	() ()に掲げるもの以外のもの	296,000	438,000	+142,000
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	174,000	338,000	+164,000
	2 回胴式遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,816,000	1,621,000	-195,000
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	399,000	479,000	+80,000
	3 アレンジボール遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,193,000	1,148,000	-45,000
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	349,000	482,000	+133,000
	4 じゃん球遊技機			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,192,000	1,147,000	-45,000
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	348,000	481,000	+133,000

(単位:円)

政令で定める者	区分	現行	改正案	増減
遊技機試験を受けようとする者	(一) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合			
	1 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	32,300	43,300	+11,000
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	8,100	23,100	+15,000
	2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300	36,300	+11,000
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	8,100	23,000	+14,900
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの	5,700	21,000	+15,300
	(二) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	62,300	68,300	+6,000
	2 1に掲げるもの以外のもの	15,300	30,300	+15,000
	(三) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300	42,300	+11,000
	2 1に掲げるもの以外のもの	10,800	26,300	+15,500
	(四) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	31,300	42,300	+11,000
	2 1に掲げるもの以外のもの	10,800	26,300	+15,500
(五) (一)から(四)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合				
1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	25,300	36,300	+11,000	
2 1に掲げるもの以外のもの	3,300	19,100	+15,800	
型式試験を受けようとする者	(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合			
	1 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,524,200	1,442,000	-82,200
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	290,200	445,000	+154,800
	2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,135,200	1,135,000	-200
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	290,200	445,000	+154,800
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの	168,200	345,000	+176,800
	(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,810,200	1,628,000	-182,200
	2 1に掲げるもの以外のもの	393,200	486,000	+92,800
	(三) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,187,200	1,155,000	-32,200
	2 1に掲げるもの以外のもの	343,200	489,000	+145,800
	(四) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合			
	1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,186,200	1,154,000	-32,200
	2 1に掲げるもの以外のもの	342,200	488,000	+145,800

備考関連	現行	改正案	増減
遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の加算額	0	0	0
検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の加算額	20	40	+20
遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の認定手数料からの減算額	2,700	8,000	+5,300
遊技機について遊技機試験を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における2台目以降の遊技機試験手数料からの減算額	2,300	14,300	+12,000

風俗営業の許可又は遊技機の増設、交替その他の変更の承認に係る手数料の標準

(単位:円)

政令で定める者	現行	改正案	増減
一 営業の許可を受けようとする者			
(一) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき			
1 三月以内の期間を限って営む営業	16,000	15,000	-1,000
2 その他の営業	27,000	25,000	-2,000
(二) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき			
1 三月以内の期間を限って営む営業	16,000円 + 20円 × + (- 2,700円) ×	15,000円 + 2,800円 (特定未認定遊技機がある場合は5,600円) + 2,400円 × a + 40円 × + (- 8,000円) ×	
2 その他の営業	27,000円 + 20円 × + (- 2,700円) ×	25,000円 + 2,800円 (特定未認定遊技機がある場合は5,600円) + 2,400円 × a + 40円 × + (- 8,000円) ×	
(三) ぱちんこ屋等以外の風俗営業について許可を受けようとする場合			
1 三月以内の期間を限って営む営業	15,000	14,000	-1,000
2 その他の営業	27,000	24,000	-3,000
二 変更の承認を受けようとする者			
(一) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合	3,400	2,400	-1,000
(二) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合	3,400円 + 20円 × + (- 2,700円) ×	5,200円 (特定未認定遊技機がある場合は8,000円) + 2,400円 × a + 40円 × + (- 8,000円) ×	

備考関連	現行	改正案	増減
許可を受けようとする者が当該都道府県において同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る営業許可手数料からの減算額	9,300	8,600	-700
滅失特例が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における営業許可手数料への加算額	7,400	6,800	-600

(凡例)

- a: 特定未認定遊技機(認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機でないもの)の型式数
: 認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機の台数
: 特定未認定遊技機の台数
: 風営法施行令第10条の2の表の一の項の(三)の下欄に定める額